

一般廃棄物処理業許可証

令和2年2月27日付けで申請がありました一般廃棄物処理業の許可については、船井郡衛生管理組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例(昭和48年条例第14号)第24条の規定により次のとおり許可する。

氏名又は名称	安田産業株式会社
代表者氏名	代表取締役 安田 奉春
事業所の所在地	京都府船井郡京丹波町井尻青山1-1
営業区域	京都府南丹市及び京都府船井郡京丹波町
処理業の種別	収集運搬
処理する廃棄物の種類	①一般廃棄物【事業系ごみ】 ②一般廃棄物【家庭系ごみ】
許可期間	令和2年4月1日から令和4年3月31日まで
許可条件	<p>【処分先】</p> <p>①当組合積替・保管施設(京都府南丹市園部町高屋古谷1-14)※ただし、一時的な多量廃棄物及び指定場所の休業日については京都中部クリーンセンター(京都府南丹市八木町室河原大見谷50-1)</p> <p>②のうち、当組合「粗大・家電共通シール」の必要なもの:株かねだ商店(京都府南丹市日吉町胡麻イカガヘラ15-15)</p> <p>②の上記以外:京都中部クリーンセンター(京都府南丹市八木町室河原大見谷50-1)</p> <p>【計量】</p> <p>①処分先</p> <p>②基本的には京都中部クリーンセンター(京都府南丹市八木町室河原大見谷50-1)で計量を行い処分先へ搬入</p> <p>【処理手数料及び徴収方法】</p> <p>①180円/10kg(税別) ※ただし、一時的な多量廃棄物については350円/10kgもしくは400円/10kg(税別)</p> <p>②排出者(委託者)が直接搬入した場合と同様</p> <p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・②に限らず、紙くず及び木くずについては排出者に指導を行い、基本的には分別してリサイクル処理を行うこと。 ・②については、当組合の収集及び排出者の直接持ち込みが困難な場合で、排出者が処理を委託したものに限る。 ・基本的には収集当日に処分を行うこと。ただし、処分先の休業日は除く。 ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律、関係法令(船井郡衛生管理組合条例等を含む)並びに許可条件を遵守するほか、船井郡衛生管理組合の指示に従うこと。 ・これらに違反した場合は、許可の停止または取消をうけても異議の申し立てはできない。

令和2年4月1日

船井郡衛生管理組合
管理者 太田 昇